

おくやみハンドブック

座間市

この冊子に関する問い合わせ先

市民広聴課 ☎ 046-252-8218



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

座間市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

座間市役所 046-255-1111（代表）

事前準備について

座間市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2

委任状について

来庁する方によっては、委任状が必要な場合があります。

詳しくは、7ページ以降の各種手続きの問い合わせ先にご確認ください。

STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参のうえ、座間市役所へお越しください。



個人情報の取扱いについて

下記の情報について、必要な手続きを確認し、ご案内するため、関係課と情報を共有させていただきます。

- ・亡くなった方の氏名、住所及び生年月日
- ・届出人の方の氏名及び連絡先
- ・亡くなった方と届出人の方の関係

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものが異なります。下記以外にも必要なものがある場合がありますので、7ページ以降の各種手続きでご確認ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表者、喪主）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表者、喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなった方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（基礎年金番号通知書や年金証書など）

- ☐ 資格確認書（国民健康保険、後期高齢者医療制度）

※国民健康保険の世帯主が亡くなった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書

※亡くなった方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・会葬礼状または葬儀の領収書など喪主及び葬祭日が確認できるもの

- ☐ 介護保険被保険者証

※亡くなった方の各種認定証（介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証など）

- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証、心身障害者療養受診証、精神通院医療費助成券

本人確認書類について

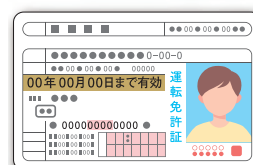
- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- ☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療制度の資格確認書、介護保険証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



「おくやみ手続き事前予約」のご案内

ご親族の方が亡くなった後の手続きにご不安をお持ちの方に、市役所内での手続きをスムーズに行えるよう、「おくやみ手続き事前予約」を開始しました。

ご遺族が来庁日を事前に予約することで、来庁日前に必要な持ち物をお知らせし、来庁当日に手続き一覧及び各窓口で提出いただく申請書類をお渡しできます。

1、利用対象者

座間市に住民票があった方のご遺族様またはそれに準ずる関係にあたる方

2、予約できる日時

月曜日から金曜日（祝日、12月29日～1月3日は除く）

①9：00～9：15 ②10：30～10：45 ③13：30～13：45 ④15：00～15：15

3、予約方法

市LINE公式アカウントまたは電話にて、来庁希望日の4開庁日前までにご予約ください。（土・日・祝日を除く）

○市LINE公式アカウントでの予約

「メニュー」→「予約」→「窓口」→「おくやみ手続き事前予約」から予約フォームを開いて必要事項を入力。

※二次元コードを読み取ると、LINE予約フォームを直接開くことができます。

※市LINE公式アカウントと初めてお友達になった場合、受信設定が始まります。

「中止」とコメントいただくと、受信設定をせずにメニューを開くことができます。

24時間
受付可能



○電話での予約

市民広聴課 電話046-252-8218（直通）

※受付は平日8時30分から17時15分まで

※予約の際には、最初に「おくやみ手続き事前予約です」とお伝えください。

4、利用時の注意点

- ・予約した時間については、受付時間であり、全ての手続きが終わる時間ではありません。また、各担当の窓口で優先的にご案内できるものではありません。時間に余裕をもってご来庁ください。
- ・おくやみ手続き事前予約を利用せず、各担当の窓口で直接手続きすることも可能です。
- ・電話予約の場合は、来庁日前までに、電話で持ち物をお知らせします。

問い合わせ先：市民広聴課 市民広聴係
046-252-8218（直通）

身近な人が亡くなった後の手続き等の一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (37 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	(39 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (40 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (39 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (40 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

座間市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

☒	該当事項	担当課	詳細ページ
☐	マイナンバーカード、通知カードの返納	デジタル推進課	P.7
☐	住民基本台帳カードの返納	戸籍住民課	
☐	座間市民カード、印鑑登録証の返納		
☐	除票の写し、戸籍証明書の取得		
☐	世帯主変更手続き		
☐	【国民健康保険】資格確認書の返還	保険年金課	P.10
☐	【国民健康保険】葬祭費の支給申請		
☐	年金の手続きに関する案内		P.11
☐	【後期高齢者医療制度】資格確認書の返還		P.12
☐	【後期高齢者医療制度】葬祭費の支給申請		
☐	介護保険料の精算及び還付の受領代表者の手続き	介護保険課	P.13
☐	介護保険被保険者証等の返還		
☐	ひとり暮らし高齢者訪問活動利用中止の連絡	長寿支援課	P.14
☐	おむつ等支給事業利用中止の連絡		
☐	身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳の返還	障がい福祉課	P.15
☐	特別障害者手当の手続き		
☐	心身障害者扶養共済制度に関する手続き		
☐	神奈川県在宅重度障害者等手当の手続き		
☐	自立支援医療受給者証の返還		P.16
☐	障害児福祉手当の手続き		P.17
☐	心身障害者療養受診証の返還		
☐	精神通院医療費助成券の返還		P.18
☐	生活保護廃止手続き	生活支援課	

☒	該当事項	担当課	詳細ページ
☐	中国残留邦人廃止手続き	生活支援課	P.19
☐	原子爆弾被爆者援護手当受給理由消滅の届出	地域福祉課	
☐	【個人市県民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税】 相続人代表者指定の届出 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書	市税総務課	P.20
☐	市税の口座振替中止の連絡		P.21
☐	市税の未納確認		
☐	原動機付自転車、小型特殊自動車の廃車、名義変更の届出	市民税課	P.22
☐	未登記家屋の所有者変更の届出	固定資産税課	
☐	神奈川県母子父子寡婦福祉資金の死亡届	こども家庭課	P.23
☐	児童手当関係の手続き	子育て支援課	P.24
☐	小児医療費関係の手続き		P.25
☐	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費関係の手続き		
☐	特別児童扶養手当関係の手続き		P.26
☐	交通遺児修学金の申請		
☐	児童ホームに関する届出	こども育成課	P.27
☐	保育園・幼稚園・認可外保育施設に関する届出	保育・幼稚園課	
☐	小学校給食に関する手続き	就学支援課	P.28
☐	広報ざま戸別配布の名義変更、停止の連絡	秘書広報課	
☐	水道の使用者変更、使用中止の連絡	水道料金お客様センター	P.29
☐	水道料金の引落とし口座変更手続き		
☐	水道料金等の減免資格喪失の連絡		P.30
☐	し尿処理の中止の連絡	クリーンセンター	P.31
☐	ごみの戸別収集利用廃止の届出		

死亡に伴う手続き一覧

カードを持っていた方

手続き① マイナンバーカード、通知カードの返納

郵送可

手続き詳細	期 限
希望に応じて返納が可能です。 ※マイナンバーカードまたは通知カードは、各種手続きで必要な場合がありますので、諸手続きが終わるまで大切に保管してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
・マイナンバーカード ・通知カード  マイナンバーカード	デジタル推進課 マイナンバー係 ☎ 046-252-8006

手続き② 住民基本台帳カードの返納

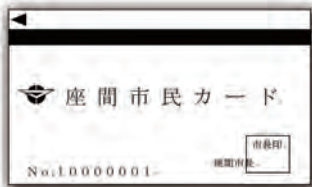
郵送可

手続き詳細	期 限
持っていたカードを返納してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
・住民基本台帳カード  住民基本台帳カード	戸籍住民課窓口係 ☎ 046-252-8083

MEMO

手続き③ 座間市民カード、印鑑登録証の返納

郵送可

手続き詳細	期 限
印鑑登録は市で抹消します。 持っていた印鑑登録証（手帳型、座間市民カード）は、返納または裁断のうえ破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
・印鑑登録証（手帳型、座間市民カード）  座間市民カード  印鑑登録証（手帳）	戸籍住民課窓口係 ☎ 046-252-8083

年金や相続の手続きに必要な場合

手続き 除票の写し、戸籍証明書の取得

郵送可

手続き詳細	期 限
	なし
	手続き可能な人
	年金や相続の手続きで必要とされる方
必要なもの	問い合わせ先
・来庁者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど） ・委任状（代理人の場合） ※亡くなった方との続柄が分かる書類などが必要な場合があります。 ※取得できるまでの期間の目安は、死亡届の届出日から10～20日間となります。	戸籍住民課窓口係 ☎ 046-252-8083

死亡に伴う手続き一覧

3人以上の世帯の世帯主が亡くなった場合

※新たな世帯主を任意の方に指定する場合のみ

手続き 世帯主変更手続き

手続き詳細	期 限
配偶者が同一世帯にいる場合、自動的に配偶者が世帯主となります。 世帯主を変更する場合は届出が必要です。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	・ 世帯員 ・ 委任状を持った代理人
必要なもの	問い合わせ先
・ 来庁者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど） ・ 委任状（代理人の場合） ※世帯主との続柄が分かる書類などが必要な場合があります。	戸籍住民課窓口係 ☎ 046-252-8083

MEMO

国民健康保険の加入者だった場合

手続き①

【国民健康保険】資格確認書の返還

郵送可

手続き詳細	期 限
国民健康保険の加入者が亡くなった場合は、資格確認書を返還してください。 ※市役所本庁または各出張所に返還が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
- 国民健康保険の資格確認書 ※世帯主が亡くなった場合は、同世帯で加入している全員分の資格確認書（世帯主欄が変更になるため）	保険年金課保険年金係 ☎ 046-252-7003

手続き②

【国民健康保険】葬祭費の支給申請

郵送可

手続き詳細	期 限
国民健康保険の加入者が亡くなった場合に、葬祭を行った方（喪主）に葬祭費を支給します。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
	手続き可能な人
	喪主
必要なもの	問い合わせ先
- 会葬礼状または葬儀の領収証など喪主及び葬祭日が確認できるもの - 喪主の口座が確認できるもの	保険年金課国保給付係 ☎ 046-252-7672

MEMO

死亡に伴う手続き一覧

年金加入者だった場合・年金受給者だった場合

手続き 年金の手続きに関する案内

手続き詳細	期 限
亡くなった方が加入または受給していた年金の種類によって、手続き内容及び手続き場所が異なります。	すみやかに ※手続き内容によって期限が異なる。
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
・亡くなった方の基礎年金番号が分かるもの（基礎年金番号通知書や年金証書など） ・来庁者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）	保険年金課保険年金係 ☎ 046-252-7035 厚木年金事務所 ☎ 046-223-7171（代）

MEMO

後期高齢者医療制度の被保険者だった場合

- 75歳以上の方
- 65歳以上74歳以下で一定の障害の状態にある方

手続き①

【後期高齢者医療制度】資格確認書の返還

郵送可

手続き詳細	期 限
後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなった場合は、資格確認書または資格情報のお知らせを返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
後期高齢者医療制度の資格確認書	保険年金課保険年金係 ☎ 046-252-7213

手続き②

【後期高齢者医療制度】葬祭費の支給申請

郵送可

手続き詳細	期 限
後期高齢者医療被保険者が亡くなった場合に、葬祭を行った方（喪主）に葬祭費を支給します。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
	手続き可能な人
	喪主
必要なもの	問い合わせ先
- 会葬礼状または葬儀の領収書など喪主及び葬祭日の確認ができるもの - 喪主の印（朱肉を使うもの） - 喪主の口座が確認できるもの	保険年金課保険年金係 ☎ 046-252-7213

MEMO

死亡に伴う手続き一覧

65歳以上の方だった場合

手続き 介護保険料の精算及び還付の受領代表者の手続き

郵送可

手続き詳細	期 限
介護保険料の過不足を計算し、その後のご案内をします。 ※介護保険の通知等は、亡くなった方の住所地または届出されている送付先になりますので、その送付先で受取りができない場合は、送付先変更の手続きが必要です。	2 年
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
・手続きする人の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）	介護保険課介護保険係 ☎ 046-252-7719

65歳以上または40歳以上の要介護・要支援認定者だった場合

手続き 介護保険被保険者証等の返還

郵送可

手続き詳細	期 限
65 歳以上の方または 40 歳以上で要介護・要支援認定を受けていた方は、被保険者証などを返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
・介護保険の被保険者証など	介護保険課介護保険係 ☎ 046-252-7719

MEMO

ひとり暮らし高齢者訪問活動の利用者だった場合

手続き ひとり暮らし高齢者訪問活動利用中止の連絡

電話連絡可

手続き詳細	期 限
利用者が死亡したことを担当課及び担当民生委員に連絡してください。	なし
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
・なし	長寿支援課長寿支援係 ☎ 046-252-7084

おむつ等支給事業を利用していた場合

手続き おむつ等支給事業利用中止の連絡

手続き詳細	期 限
座間市おむつ等支給事業変更届の提出が必要となります。	すみやかに
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
・なし	長寿支援課長寿支援係 ☎ 046-252-7084

手帳を持っていた方

手続き 身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳の返還

郵送可

手続き詳細	期 限
返還届を記入し、手帳を返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
- 身体障害者手帳 - 精神保健福祉手帳 - 療育手帳	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎ 046-252-7978

死亡に伴う手続き一覧

特別障害者手当の受給者

手続き 特別障害者手当の手続き

郵送可

手続き詳細	期 限
受給者死亡届兼未支払請求書の記入をしてください。	なし
	手続き可能な人
	配偶者または扶養義務者
必要なもの	問い合わせ先
・来庁者の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎ 046-252-7978

将来独立自活することが困難な障害者の扶養者で制度に加入していた方または扶養していた障がい者

手続き 心身障害者扶養共済制度に関する手続き

手続き詳細	期 限
【加入者（扶養者）が死亡の場合】 年金支給のための手続きが必要です。	なし
【障がい者が死亡の場合】 弔慰金の請求が必要です。	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
【加入者（扶養者）が死亡の場合】 ①請求書 ②加入証書・口数追加証書 ③加入者の死亡診断書 ④加入者の住民票（除票）、障がい者の住民票 【障がい者が死亡の場合】 ①請求書 ②加入証書・口数追加証書 ③加入者の住民票、障がい者の住民票（除票）	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎ 046-252-7978

神奈川県在宅重度障害者等手当の受給者

手続き 神奈川県在宅重度障害者等手当の手続き

手続き詳細	期 限
届出書の記入をしてください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
なし	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎ 046-252-7978

自立支援医療の受給者

手続き 自立支援医療受給者証の返還

手続き詳細	期 限
返還届を記入し、受給者証を返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
・ 自立支援医療受給者証	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎ 046-252-7978

MEMO

死亡に伴う手続き一覧

障害児福祉手当の受給者

手続き 障害児福祉手当の手続き

郵送可

手続き詳細	期 限
受給者死亡届兼未支払請求書の記入をしてください。	なし
	手続き可能な人
	配偶者または扶養義務者
必要なもの	問い合わせ先
・来庁者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎ 046-252-7978

心身障害者医療費の助成対象者だった場合

手続き 心身障害者療養受診証の返還

手続き詳細	期 限
資格喪失の届出と心身障害者療養受診証を返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
・心身障害者療養受診証	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎ 046-252-7978

MEMO

精神通院医療費の助成対象者だった場合

手続き 精神通院医療費助成券の返還

郵送可

手続き詳細	期 限
資格喪失の届出と精神通院医療費助成券を返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
精神通院医療費助成券	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎ 046-252-7978

生活保護受給者

手続き 生活保護廃止手続き

手続き詳細	期 限
死亡した翌日から生活保護を廃止するための手続きをしてください。	なし
- 死亡届の写しの提出 - 受給証などの返還	手続き可能な人
	関係者
必要なもの	問い合わせ先
- 死亡届（死亡した事実と日付を確認するため） - 生活保護受給票	生活支援課 支援第1～第4係 ☎ 046-252-7125

MEMO

死亡に伴う手続き一覧

中国残留邦人

手続き 中国残留邦人廃止手続き

手続き詳細	期 限
死亡した翌日から支援給付を廃止するための手続きをしてください。 ・死亡届の写しの提出 ・本人確認証などの返還	なし
	手続き可能な人
	関係者
必要なもの	問い合わせ先
・死亡届（死亡した事実と日付を確認するため） ・本人確認証	生活支援課 支援第1～第4係 ☎ 046-252-7125

原子爆弾被爆者援護手当の受給者

手続き 原子爆弾被爆者援護手当受給理由消滅の届出

郵送可

手続き詳細	期 限
受給理由消滅届を提出してください。	なし
	手続き可能な人
	関係者
必要なもの	問い合わせ先
なし	地域福祉課地域福祉係 ☎ 046-252-8247

MEMO

個人市県民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税の課税対象だった

手続き

【個人市県民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税】 相続人代表者指定の届出 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書

手続き詳細	期 限
被相続人（亡くなった方）に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領する代表者として選出してください。 ※法的拘束力はありません。 ※市民税課、固定資産税課、債権管理課、保険年金課の4課にも情報提供します。 ※固定資産税・都市計画税については、土地家屋の登記情報を変更するものではありません。	すみやかに 手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
・来庁者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）	市税総務課市税総務係 ☎ 046-252-8021 【個人市県民税・森林環境税の課税】 市民税課市民税係 ☎ 046-252-8833 【軽自動車税（種別割）の課税】 市民税課市民税係（諸税担当） ☎ 046-252-8004 【固定資産税・都市計画税の課税】 固定資産税課土地係 ☎ 046-252-8043 【納税相談】 債権管理課債権管理第1係・第2係 ☎ 046-252-8049 【国民健康保険税】 保険年金課保険年金係 ☎ 046-252-7003

死亡に伴う手続き一覧

引落とし口座の名義人だった場合

手続き 市税の口座振替中止の連絡

手続き詳細	期 限
引落とし口座の名義人が亡くなった場合、今後の支払方法について相談してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
・来庁者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）	市税総務課市税総務係 ☎ 046-252-8021

市税を納付していた

手続き 市税の未納確認

手続き詳細	期 限
個人市県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、法人市民税	すみやかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
・来庁者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど） ・亡くなった方との関係性を示す書類	市税総務課市税総務係 ☎ 046-252-8021

MEMO

原動機付自転車、小型特殊自動車の名義人だった場合

手続き 原動機付自転車、小型特殊自動車の廃車、名義変更の届出

手続き詳細	期 限
原動機付自転車、小型特殊自動車の廃車や名義変更の届出をしてください。	すみやかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
【廃車の場合】 ・ナンバープレート ・標識交付証明書 【名義変更の場合】 ・標識交付証明書 ※別世帯の方が手続きする場合は戸籍謄本が必要です。 ※軽自動車税（種別割）は、4月1日時点で所有している方に課税されます。廃車や名義変更のお手続きをしないと課税され続けてしまうため、お手続きはすみやかにお願いいたします。	市民税課市民税係 （諸税担当） ☎ 046-252-8004

未登記家屋の所有者の場合

手続き 未登記家屋の所有者変更の届出

郵送可

手続き詳細	期 限
登記簿に登記されていない居宅や物置、倉庫等の所有者を変更する場合、手続きをしてください。	なし
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
・遺言書 ・遺産分割協議書	固定資産税課家屋係 ☎ 046-252-8047

死亡に伴う手続き一覧

母子父子寡婦福祉資金の借受人・連帯債務者・連帯保証人

手続き 神奈川県母子父子寡婦福祉資金の死亡届

郵送可

手続き詳細	期 限
借受人、連帯債務者、連帯保証人のいずれの方も「神奈川県母子・父子・寡婦福祉資金の死亡届」の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 借受人、連帯債務者、連帯保証人
必要なもの	問い合わせ先
・死亡届（死亡した事実と日付を確認するため）	こども家庭課 こども総務係 ☎ 046-252-8025

MEMO

児童手当を受給していた場合

手続き 児童手当関係の手続き

郵送可

手続き詳細	期 限
18歳の誕生日後の最初の3月末を迎えるまでの児童を養育している方に支給される手当です。 次の場合は手続きが必要です。 ・受給者が亡くなった場合 ・児童が亡くなった場合 ・配偶者が亡くなった場合	【受給者が亡くなった場合】 受給者が亡くなった日の翌日から起算して15日以内 【児童・配偶者が亡くなった場合】 すみやかに
	手続き可能な人
	【受給者が亡くなった場合】 戸籍法の規定による死亡の届出義務者 【児童・配偶者が亡くなった場合】 受給者
必要なもの	問い合わせ先
【受給者が亡くなった場合】 ・児童を養育する方の本人確認書類 ・児童を養育する方の名義の口座の通帳 ・児童名義の口座の通帳 【児童・配偶者が亡くなった場合】 ・受給者の本人確認書類	子育て支援課 子育て支援係 ☎ 046-252-7201

MEMO

死亡に伴う手続き一覧

小児医療費助成を受けていた場合

手続き 小児医療費関係の手続き

郵送可

手続き詳細	期 限
18歳の誕生日後の最初の3月末までの児童の医療費を助成する制度です。 【養育者が亡くなった場合】手続きが必要です。 【児童が亡くなった場合】手続きは不要です。	すみやかに 手続き可能な人 児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
・児童を養育する方の本人確認書類	子育て支援課 子育て支援係 ☎ 046-252-7201

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受けていた場合

手続き 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費関係の手続き

郵送可

手続き詳細	期 限
18歳の誕生日後の最初の3月末まで（一定の障がいのある場合は20歳まで）の児童を養育している、ひとり親などへの手当または医療費助成の制度です。 次の場合は手続きが必要です。 ・受給者が亡くなった場合 ・児童が亡くなった場合 ・受給者と生計が同一または生計を維持していた扶養義務者が亡くなった場合 ※扶養義務者：直系血族（父母、祖父母、曾祖父母、子、孫、及び曾孫）、配偶者及び兄弟姉妹	すみやかに 手続き可能な人 【受給者が亡くなった場合】 戸籍法の規定による死亡の届出義務者 【児童・扶養義務者が亡くなった場合】 受給者本人
必要なもの	問い合わせ先
担当課にお問い合わせください。	子育て支援課 子育て支援係 ☎ 046-252-7201

特別児童扶養手当を受給していた場合

手続き 特別児童扶養手当関係の手続き

郵送可

手続き詳細	期 限
精神または身体に中程度以上の障がいのある 20 歳未満の児童を家庭で看護している父母などへ支給される手当です。 次の場合は手続きが必要です。 ・受給者が亡くなった場合 ・児童が亡くなった場合 ・受給者と生計が同一または生計を維持していた扶養義務者が亡くなった場合 ※扶養義務者：直系血族（父母、祖父母、曾祖父母、子、孫、及び曾孫）、配偶者及び兄弟姉妹	すみやかに 手続き可能な人 【受給者が亡くなった場合】 戸籍法の規定による死亡の届出義務者 【児童・扶養義務者が亡くなった場合】 受給者本人
必要なもの	問い合わせ先
担当課にお問い合わせください。	子育て支援課 子育て支援係 ☎ 046-252-7201

児童の保護者が交通事故等で亡くなった場合

手続き 交通遺児修学金の申請

手続き詳細	期 限
乗り物による人身事故の遺児に修学金を受給するための手続きをしてください。 【対象児童】小学校、中学校及び高等学校に在籍している人	なし 手続き可能な人 児童本人 または扶養義務者もしくは同居親族
必要なもの	問い合わせ先
担当課にお問い合わせください。	子育て支援課 子育て支援係 ☎ 046-252-7201

死亡に伴う手続き一覧

入所児童・入所児童と同世帯の方

手続き 児童ホームに関する届出

手続き詳細	期 限
入所の取消しや児童ホーム入所児童の家族構成変更に伴う届出をしてください。	なし
	手続き可能な人
	入所児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
なし	こども育成課 こども育成係 ☎ 046-252-7969

在園している児童だった場合・在園児と同世帯だった場合

手続き 保育園・幼稚園・認可外保育施設に関する届出

郵送可

手続き詳細	期 限
・世帯構成に変更があった場合、入所関係変更届または給付認定変更・取消申請書の提出が必要です。 ・ひとり親世帯の場合は、ひとり親世帯の証明書類の提出が必要です。 (保育料(副食費)が減額される場合があります)。 ※保育料(副食費)が変更される場合、必要書類が全て提出された翌月からの適用となります。 【保育園等に在園している場合】 ・入所関係変更届 ・ひとり親世帯の証明書類(戸籍全部事項証明書など) 【幼稚園等に在園している場合】 ・給付認定変更・取消申請書 ・ひとり親世帯の証明書類(戸籍全部事項証明書など)	なし
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
・ひとり親世帯の場合は、その証明書類(戸籍全部事項証明書など)	保育・幼稚園課 認定給付係 ☎ 046-252-7202

市立の小学校で給食を喫食していた児童・給食費の納付義務者

手続き 小学校給食に関する手続き

郵送可

手続き詳細	期 限
小学校給食の給食費引落とし口座の変更、納付義務者の変更、辞退などの手続きをしてください。	なし
	手続き可能な人 保護者
必要なもの	問い合わせ先
なし	就学支援課保健給食係 ☎ 046-252-8749 ※届出内容に変更がない場合、手続きは不要

広報ざま戸別配布の名義人だった場合

手続き 広報ざま戸別配布の名義変更、停止の連絡

電話連絡、LINEによる手続き可

手続き詳細	期 限
名義人が死亡したことを連絡し、名義変更や配布停止の手続きをしてください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
なし	秘書広報課広報係 ☎ 046-252-8684

MEMO

死亡に伴う手続き一覧

水道の利用者（名義人）だった場合

手続き 水道の利用者変更、使用中止の連絡

電話連絡可

手続き詳細	期 限
水道の利用者が亡くなった場合に、利用者の変更または使用中止の連絡をしてください。	すみやかに
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
なし	水道料金お客様センター ☎ 046-266-5520 ※中止のご連絡がない場合、 使用していなくても料金 がかかるので要注意。

水道料金の引落とし口座名義人だった場合

手続き 水道料金の引落とし口座変更手続き

郵送可

手続き詳細	期 限
水道料金の引落とし口座名義人が亡くなった場合で、引き続き水道を使用する場合に、引落とし口座を変更する手続きをしてください。	すみやかに
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
なし	水道料金お客様センター ☎ 046-266-5520

MEMO

水道料金の減免資格対象者だった場合

手続き 水道料金等の減免資格喪失の連絡

電話連絡可

手続き詳細	期 限
水道料金の減免資格対象者死亡の連絡をしてください。	すみやかに
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
なし	水道料金お客様センター ☎ 046-266-5520

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

死亡に伴う手続き一覧

し尿処理の利用者 ※死亡により利用を中止する場合

手続き し尿処理の中止の連絡

電話連絡可

手続き詳細	期 限
利用者が死亡したことを担当課に連絡してください。	なし
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
なし	クリーンセンター 収集業務担当 ☎ 046-252-8724

ごみの戸別収集の利用者

手続き ごみの戸別収集利用廃止の届出

郵送、FAX可

手続き詳細	期 限
戸別収集利用廃止届を提出してください。	なし
	手続き可能な人
	親族、ケアマネジャーなど
必要なもの	問い合わせ先
なし	クリーンセンター 収集業務担当 ☎ 046-252-8724

MEMO

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

その他の死亡に伴う手続き

☒	該当事項	問い合わせ先
☐	【国民健康保険】世帯主変更手続き	保険年金課 保険年金係
☐	要介護・要支援認定申請についての確認	介護保険課 介護認定係
☐	高額介護サービス費支給の口座変更手続き	介護保険課 介護保険係
☐	緊急通報システム事業利用中止の連絡	長寿支援課 長寿支援係
☐	認知症高齢者等位置確認事業利用中止の連絡	
☐	認知症高齢者等見守りネットワーク事業利用中止の連絡	
☐	寝具乾燥・丸洗いサービス事業利用中止の連絡	
☐	障害福祉サービス受給者証の返還	障がい福祉課 障がい福祉係
☐	経過的福祉手当の手続き	
☐	障害者施設通所交通費助成の手続き	
☐	福祉タクシー（自動車燃料給油）利用券の返還	
☐	犬の所有者登録変更手続き	健康医療課 健康総務係
☐	児童扶養手当認定請求	子育て支援課 子育て支援係
☐	農地相続の届出	農業委員会 事務局
☐	奨励金に係る森林等の相続に伴う所有者変更手続き	公園緑政課 公園管理係
☐	市営住宅に関する手続き	都市整備課 市営住宅係
☐	災害見舞金の支給申請	生活安全課 交通防犯係

死亡に伴う手続きに関連した無料市民相談等

相談種別 相談内容	相談 時間	相談場所	開催日・時間等	備考
弁護士相談 相続全般に関する相談	25分	市民広聴課 相談室	第2・3・4火曜日 18:00～20:30 第2・3・4水曜日 13:30～16:30	年度内1人1回 事前予約制
司法書士相談 不動産の相続登記、遺産 分割協議書の作成、相続 放棄などの相談	30分	市民広聴課 相談室	第3金曜日 13:30～16:30 (4・6・12月は除く)	事前予約制
行政書士相談 遺産分割協議書の作成、 相続人調査、車や株式な どの名義変更などの相談	30分	市民広聴課 相談室	第2木曜日 13:30～16:30	事前予約制
税理士相談 準確定申告、相続税、贈 与税などの相談	30分	市民広聴課 相談室	第4金曜日 13:30～16:30 (1・2月は除く)	事前予約制

予約・問い合わせ先 市民広聴課 ☎ 046-252-8218

相談種別 相談内容	相談 時間	相談場所	開催日・時間等	備考
空き家等相談 空き家等の適正管理、利 活用、処分などの相談	15分	都市整備課 市街地整備 係窓口	開庁日 8:30～17:15	常時

問い合わせ先 都市整備課 ☎ 046-252-7325

亡くなった方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に、提出が必要です。
身分証明書（社員証など）の返却		勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		亡くなった方の被扶養者だった場合は、健康保険の資格を喪失するため、他の医療保険制度への加入手続きが必要です。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 管轄の年金事務所に直接ご確認ください。 【手続き先】 管轄の年金事務所 （厚木年金事務所 ☎ 046-223-7171（代））

亡くなった方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続の手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。 大和税務署 ☎ 046-262-9411 (代)
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 ヶ月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

MEMO

市役所以外で行う手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

☒	手続き名	問い合わせ先
☐	健康保険（社会保険・共済組合など）の手続き	勤務先、管轄の年金事務所、共済組合 ※社会保険・共済組合などの加入者が死亡した場合
☐	厚生年金や共済年金などの手続き	加入者：勤務先、管轄の年金事務所 受給者：管轄の年金事務所、共済組合（厚木年金事務所 ☎ 046-223-7171（代））
☐	雇用保険の手続き	受給していた公共職業安定所（ハローワーク）
☐	準確定申告（所得税の確定申告）	管轄の税務署（大和税務署 ☎ 046-262-9411（代）） ※納税者が年の途中で亡くなった場合
☐	相続税の申告と納税	管轄の税務署（大和税務署 ☎ 046-262-9411（代））
☐	不動産（土地・家屋など）の所有権の移転の登記	管轄の法務局（横浜地方法務局大和出張所 ☎ 046-261-2645）
☐	軽自動車（660 c c 以下の三輪・四輪自動車）の名義変更、廃車などの手続き	軽自動車検査協会 神奈川事務所相模支所 ☎ 050-3816-3120
☐	普通自動車、二輪自動車（125 c c 超のオートバイ）の名義変更、廃車などの手続き	神奈川運輸支局 相模自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2037
☐	県営住宅に関する手続き	（株）東急コミュニティー 相模原サービスセンター ☎ 046-256-1560
☐	指定難病（特定疾患）医療受給者証の返納	厚木保健福祉事務所 ☎ 046-224-1111（代）
☐	運転免許証の返納	最寄りの警察署（座間警察署 ☎ 046-256-0110（代））
☐	電気、ガスの名義変更、解約など	各事業者の営業所など

☒	手続き名	問い合わせ先
☐	固定電話、携帯電話の名義変更、解約など	取引会社
☐	NHK の受信契約の名義変更、解約など	NHK ふれあいセンター ☎ 0120-151515 (フリーダイヤルが利用できない場合 ☎ 050-3786-5003)
☐	クレジットカードの解約	クレジット会社
☐	生命保険の保険金の請求など	加入している生命保険会社
☐	簡易保険の保険金の請求	郵便局保険担当窓口 かんぽコールセンター ☎ 0120-552-950
☐	預貯金の解約など	金融機関
☐	株式の名義変更	証券会社など

MEMO

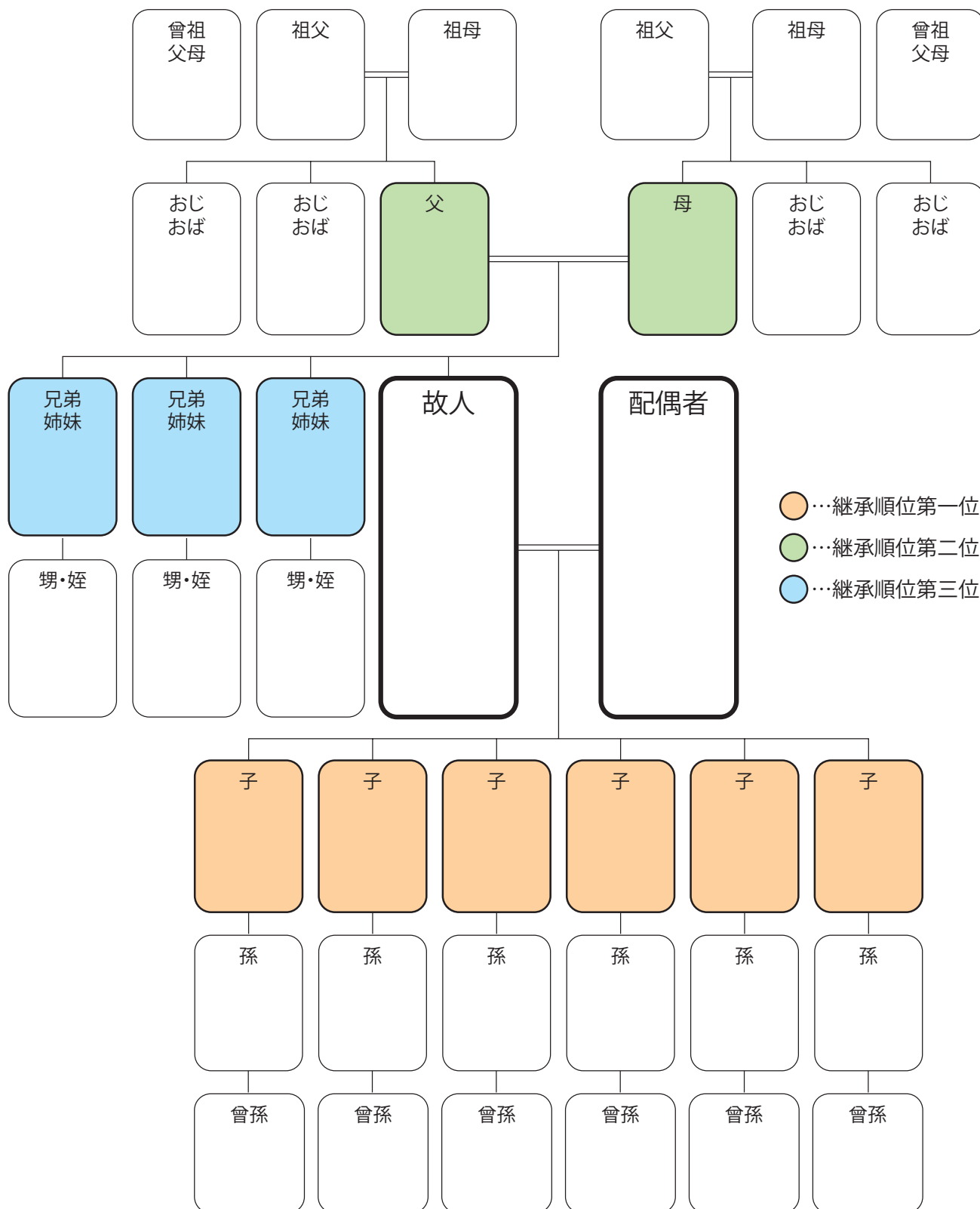
相続に関する手続きチェックリスト

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数
☐	不動産の相続登記申請 (所有権の移転登記)	3年以内	相続で不動産の取得を知った日から3年以内に登記の申請をする必要があります。手続きは不動産の所在地を管轄している法務局(登記所)で行います。

MEMO

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

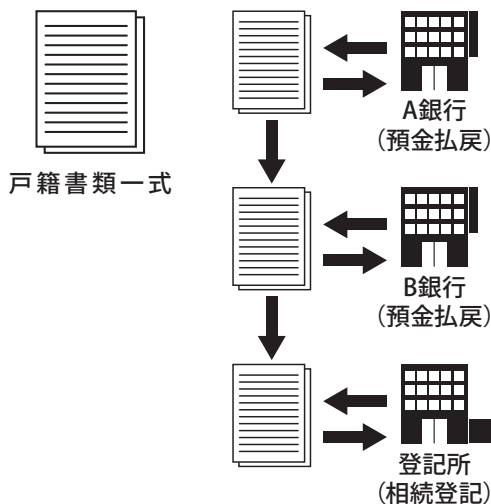
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

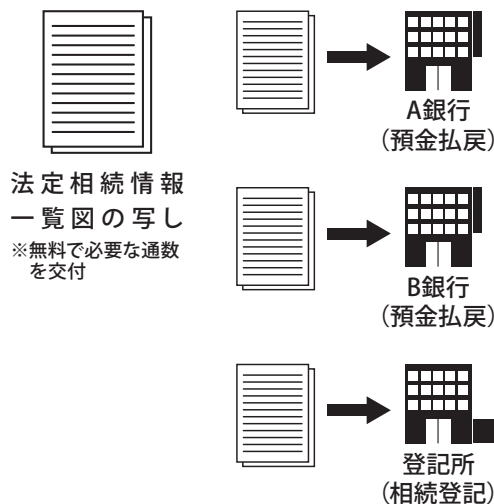
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

故人の財産について

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

※コピーしてお使いください。

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 年 月 日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号

(宛先)座間市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

MEMO

MEMO

司法書士に頼めば安心

相続手続き

丸ごとお任せください。

戸籍収集

相続財産調査

不動産名義変更

預貯金解約・名義変更

有価証券(株式等)の名義変更



相続に関する手続きについてお悩みの方は
まずはお気軽にご相談ください。

／ 初回相談料無料 ／

司法書士法人みつよしオフィス
代表 渡辺 光淑

神奈川県大和市大和南一丁目13番13号
グリーンシャトー102号

フォルクス大和店 目の前

司法書士法人みつよしオフィス

(旧) みつよし司法書士事務所

☎ 046-240-7276

営業時間：9:00～18:00 定休日：土日祝日

<https://mitsuyoshi-office.com/>



残されたご家族に負担をかけないお墓



永代
(永代供養・
分骨・納骨
含む)

葬儀
ご相談
承ります

法要
(お布施
税込3万円~)

永代供養の
ご相談受付中! 一霊20万円(税込) 他費用不要



弘法大師御誕生所

総本山

善通寺 関東別院

宗旨・宗派 不問

ご相談 ご予約 受付中

☎ 046-266-0615

営業時間 9:00~17:00

座間市相模が丘4丁目73-26

イオンモール座間目の前



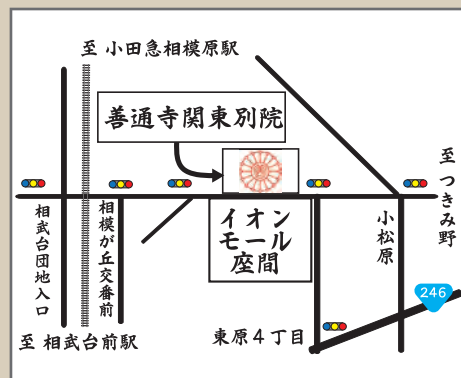
ホームページもご覧ください

<https://kanto.zentsuji.com/>

検索

善通寺関東別院

20善市第201号 平成20年1月30日 宗教法人善通寺



相続税申告に関する手続きは 中村税理士事務所にお任せください

相続税申告に関連した業務

(相続税申告、贈与税申告、相続後の不動産の譲渡所得申告ほか)をお引き受けします

申告期限迄に決めなければいけないことは意外と多いので
早めの準備が有効です

司法書士等、他士業と連携します



相続といっても何をいつまでにすればいいのかしら

誰がどの不動産を相続するかで**相続税額**が大きく異なる場合があります

遺産分割のやり方はわからないし
二次相続の相続税も心配だわ

相続税申告報酬 税込330,000円～

- 初回は電話にてご予約のうえ、直接、弊所までお越しください(初回相談料無料、相談のみ可)。
- 申告期限、受任状況によりお引き受けできない場合があります。

事務所地図



中村康次郎税理士事務所

〒252-0027 神奈川県座間市座間1-4164-3
JR相模線 相武台下駅徒歩4分 駐車場あり

TEL **046-244-3113**

平日9時～18時 ※ご予約、お問合せ用の電話番号です。
匿名による電話での税務相談は、受け付けておりませんのでご了承ください。



遺産分割・遺言・後見・家族信託などのサポート
シュガー福祉行政書士事務所は
残されたご家族のお力になります

- ☒ 見守り契約 月550円(税込)～
- ☒ 初回の相談料は無料
- ☒ 相談だけでも大丈夫



Sugar

シュガー福祉行政書士事務所
Sugarlink 合同会社

代表 佐藤 幸樹

神奈川県綾瀬市大上 5-6-21

TEL **0467-38-5727**

FAX : 0467-84-9458

営業時間: 10:00～19:00 (日曜・祝日定休)

MAIL: info@sugaroffice.online

<https://www.sugaroffice.online/>

シュガー 行政書士 | 検索



障がいや認知症のあるご家族のために… 残されるペットのために…
大切なお子様、お孫様のために…

もしもへの「**備え**」が大切です。
「**人生**」のその先を考えてみませんか？

この冊子を見た、とお申し出頂いた方は各種書類作成報酬を20%オフにて対応させていただきます

相続に関連したお手続き わたしたちにお任せください！

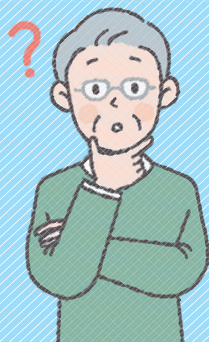
相続 手続き



相続税の申告は
10か月だったかなあ？

実家の土地と建物の価値は
どれくらいあるのかなあ？

フル サポート



家1棟なんだけど
相続税申告必要なのかな？

相続税たくさん払うのかな。
わからないけど
相談していいのかな？

／ どんなささいなことでも構いません！
大切な財産を守るためにもまずはお電話にてご相談ください。 ／

ご質問・ご相談はお気軽に下記までお問い合わせください。

☎042-705-8108

営業時間 9:00～18:00
FAX:042-705-8109

武石税理士・行政書士事務所

〒252-0303 神奈川県相模原市南区相模大野8-2-6
第一島ビル602

定休日：土・日・祝日（応相談）

🌐 <http://www.takeishi-zeirishi.com/>

✉ takeishi@tax-accountantoffice.com



冊子をご覧になり問い合わせいただいた場合、報酬を5%割引させていただきます。

見積り・相談無料！

女性スタッフ
対応可能

1個の不用品か らまるごと一軒 お片付けまで

遺品整理・不用品片付け



BEFORE



AFTER

※こちらの写真はイメージ画像です

安心価格！土日祝日も対応可能○

お気軽にお問い合わせください♪

お電話でのお問い合わせはこちら

 **0120-888-295**

公式LINEからの見積り申込・相談はこちら



LINE追加で
お得なクーポン
ゲット



みずき
株式会社 瑞輝

相模原市中央区松が丘2丁目12番
一般廃棄物収集運搬業許可 相模原市 第A0201号

「相続手続」にお困りの方は 座間市で身近な法律事務所 今西法律事務所にぜひご相談ください！

弁護士は数居が高く、気安く頼めないとよくいわれます。だからこそ、**法律的な問題か**
な？と思ったときには、**気軽にご相談いただける弁護士でありたい**と思っています。

相続に関するすべての手続きをご依頼いただけます。

遺言書に関するご相談

相続放棄

遺産分割協議

遺産分割調停・審判

相談料 初回 **1時間の相談は無料。**

ご相談の結果、お任せ頂かなくても構いません。
お気軽にご相談ください。

相続放棄 11 万円

遺産分割協議・調停の場合

		着手金	成功報酬
事件の ※1 経済的利益 の額が	330万円以下の場合	8% ※2	16%
	330万円を超え 3,300万円以下の場合	5% + 99,000円	10% + 198,000円
	3,300万円を超え 3億3,000万円以下の場合	3% + 759,000円	6% + 1,518,000円

※すべて税込み

※1【着手金】取得されるであろう相続分の財産の額であることが多いですが、相続分に争いがない場合はその3分の1になることがあります。詳しくはご相談ください。

【成功報酬】実際に取得された財産額が基準になります。

※2 8%の金額が10万円未満の場合は、11万円になります。

実費 上記とは別に交通費などがかった場合は実費をいただいております。



弁護士 今西 隆彦



弁護士紹介の動画は
こちらからご確認
いただけます

<https://youtu.be/YVb2D4KYfmo>

今西法律事務所

座間市付近で相続のお悩みなら今西法律事務所へ。
ご相談に来て頂くことが解決への第一歩です。

046-244-3290

受付 9:00 ~ 18:00 (月~金曜日)

<https://imanishi-lawoffice.jp>

〒252-0011 神奈川県座間市相武台 1-38-3

相武台前駅 徒歩 5 分



**1時間
相談無料**

土日祝・夜間対応可能(事前相談要)

不在の際は留守番電話をお入れください。折り返しいたします。



えんの旅

想いと縁を旅に。
あなたの“叶えたい”から創る、
新しい旅行サービス



えんの旅は、大切な人のご縁を深め、思い出に残る旅行体験を提供する、プロのコーディネーターが寄り添う旅行会社です。単なる観光だけではなく、あなたの“叶えたい”想いやご要望に合わせたオリジナルプランをご提案し、思い出を積み重ねながら心に寄り添う“ご縁”を育んでいきます。

例えばこんな旅



1周忌や3周忌に。
大切な思い出の場所を
巡る旅

大切なご家族と過ごした懐かしい場所や、思い出の時間が待つ土地へ。初めて出会った場所やプロポーズの地、一緒に泊まった旅館など、旅をしながら故人を偲ぶ機会をおつくりいたします。



子どもたちへ
プレゼントする
三世代旅行

「結婚や就職で遠くに離れて住むことになった息子・娘と旅行に行きたい」「孫と一緒に旅行に行きたい」そんな風に思うことはありませんか？思い切って、お子さんたちへのサプライズ旅行と一緒に計画しましょう。思い出に残る旅をご支援いたします。



自分へのご褒美に！
一人旅行で
自由な自己発見旅

自分の「好き」を詰め込んだ旅行を、自分へのご褒美に。ワクワク感を満たし、新たな自分を発見してみませんか？

その他、「終活バスツアー」や「貸切クルーズツアー」など企画ツアーもございます。季節に応じてご案内しておりますので、ホームページをご覧ください。



まずはお気軽にご相談ください。ご予約・お問い合わせ

ホームページ



(一社)全国旅行業協会正会員
東京都知事登録旅行業第2-8325号



0120-302-282

受付時間：9:00～18:00 HP：<https://en-no-tabijp>

えんの旅



運営元：株式会社ハウスポートクラブ 東京都江東区住吉1-16-13リードシー住吉ビル3F 当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード：6184)のグループ企業です。

広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

発	行	座間市役所
編集／制作		株式会社鎌倉新書
発	行	年
		2025 年 5 月

